

<p>宮嶋委員長</p>	<p style="text-align: right;">(9 : 3 0)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達していますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会します。</p> <p>本日の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>なお、委員会条例第13条の規定により傍聴を希望する者がある場合は、許可することといたします。</p> <p>また、会議の記録につきましては、委員会条例第25条の規定により委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日会議録を確認させていただきます。したがって、発言の際は挙手願ひ、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題に入ります。</p> <p>議題の(1)議会運営申し送り事項等につきましては、本年2月7日開催の議会運営委員会におきまして、論点等を明確にするため、地震や水害等の大規模災害時、新型コロナのような感染症発生時、育児や介護等の必要時の3つの項目について事例調査等を行い、4月19日までに事務局に提出していただくよう依頼をいたしましたところ、3人の方から意見の提出がございましたので、皆様には事前に配付をいたしました。</p> <p>また、佐々木副委員長からは、令和5年11月29日開催の議会運営委員会以降に発出された新たな総務省通知に関する発言がございましたので、こちらも事前に配付をしております。</p> <p>まずは、提出された意見について、谷川委員、山本委員、大角副議長から何か補足説明等がありますでしょうか。ありましたらお願いをいたします。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私は特にありません。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そうですか。</p> <p>それでは、特に補足説明がないようでございますので、これからこれら提案も踏まえて議論を深めていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、論点等を明確にするために、地震や水害等の大規模災害時、新型コロナのような感染症発生時、育児や介護等の必要時の3つの項目ごとに議論を深めていただきたいと思いますと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>異議がないようですので、そのようにさせていただきます。 それでは最初に、地震や水害等の大規模災害時について議論を深めていただきたいと思います。どうぞ閣達にご意見、よろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。 山本委員。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今回、意見ということで出させていただきました。私といたしましては、前回の議会運営委員会でお話ししたそのとおりのことをもう一度さらったという状況なんです、その中で地震の能登半島の地震、これ大分検証も進んできておりますので、また各自治体によってさらに進められた対応となってくると思います。これだけ少し付け加えておきたいと思います。この作成時には、まだあまり検証が進んでいなかったというところなんです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>谷川委員と山本委員の意見だと、多分、専決処分という方法を取るべきだという意見と理解していますが、この委員会は議会権限のを中心にして議論させてもらっているんですが、議会の守備範囲。もちろん、部分的には行政側とか首長側との調整という部分はオーバーラップする部分があるとは思いますが、少なくとも専決処分というのは第179条の規定であって、私らの権限じゃないんですよね。議会の権限じゃないんですよ。なのになぜ第179条の専決処分というのが出てくるのか。私らは第179条、行使できませんよ、首長の権限なんだから。そこは経緯についてちょっとご説明願いたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>議会でやるということではなく、執行部側という理解でこのような文章にさせていただきました。そして専決は第180条、うろ覚えですけど、第179条じゃなかったと思います。私の考えとしては、専決処分はあくまでも行政側です。議会ではない。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ですよね。だから、なんで出てくるの。</p>

宮嶋委員長	ちょっと待ってください。
山本委員	はい。ということです。
宮嶋委員長	よろしいですか。
山本委員	はい、結構です。
宮嶋委員長	谷川委員さんはよろしいですか。
佐々木 副委員長	委員長、ちょっとよろしいか。
宮嶋委員長	今、佐々木さんから谷川さんと山本さんのご意見に対しての質問がありましたので、ありましたら。 じゃ、谷川さんお願いします。
谷川委員	専決処分というの、各市町もそういう形でしているのが現状であって、そういう大きな災害が起きたときには、そこまではなかなかしにくいだろうと私は思っておりまして、その自分個人、一議員としても、そういうところに出てどうやということも、なかなか周りの状況においてはできないような状況にもなるのかなというように推測するわけで、そういうことも踏まえて、私は専決処分でしていただいたほうがいいん違うかなという具合に判断しておりますので、今回もやむを得ないということで書かせていただいております。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木 副委員長	私も全く、第179条、第180条の2つありますよね、専決処分はね。第179条専決を全く否定する気はないんです。あり得るとは思っていますが、それまでに至る議会側の意思をどうするのがこのテーマなんですよ。もっと具体的に言えば、いろんな事態が起こるから場合によっては議会側が例えば最悪、議員が死んでいるとかのことも含めて、議会がまともに開ける状態でないから、例えば当面の間、発災から例えば1か月とか2週間とかの間は議会としてはなかなか厳しいと、要請がかかっても開けないと。だから、その間は市長、

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>町長で何とかしてくれということを経済から申し入れることはあり得ると思うんですよ。そこまでは否定する気は全くないんですよ。</p> <p>ただ、じゃ、議会の意思をどうやって決めるのかということでしょう。要するに、議会は何もせずに首長に専決処分をいつやるかな、ぼおっと待っているとおっしゃっているとは思えないんですよ。とは解釈していない。だとしたら、議会側から第179条を使って当面の災害対策を何とかしてほしいと、一定期間は任せるということだとしても、それは議会側の意見、意思をまとめなあかんでしょう。まさか議長独断でやれということは多分おっしゃられてないと思うんだけどね、そんなこと書いてないから。私、議長の場合は反対です、それは。少なくとも議会を構成するみんなの意見を聞いた上で、みんながしゃあないなという意見がまとまったんだったら、議会を代表して議長が首長に対して、さっき申し上げたように2週間なら2週間、1か月なら1か月、当面は専決処分を使って様々な予算措置をしてくれよということはあるんですよ。</p> <p>でも、ここで議論しているのは、じゃその意思をどうやって決めるかなんですよ、議会側の意思を。だから、私ら全員が何か災害が起こっても全員無事で、ここも無事で、移動手段も確保されていてこういうふうに関日みたいに集まれるのであれば、集まったらいいんですよ。それ、当たり前のお話ですね。集まったらいいんですよ。けども、誰かが欠けるだとか交通手段が遮断されるだとかいうことで集まらない状態が発生した場合に、ではその代替手段をどうするかというのが今のテーマでしょう、非常時の対応をどうするかというのが。だから、複数の方法を準備しておかないとしんどいんじゃないですかということをおし上げておるわけですよ、ずっと。</p> <p>だからその点、具体的にちょっと具体案がないので、どうやってこれ、議会の意思を決定しようと思ったんですか。どういう方法で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>方法でという、実際のお話ですけども、大災害が起きたみたいな状況において各議員がみんなばらばらで、なかなか急に寄れるという状況ではないと私は推測するんですよ、全員がね。いろんな状態があつて、家が崩壊して下敷きになっているかもしれへんしね。そういう状況においてその時点、ある一定の期間は佐々木さんがおっしゃっているように首長さんに専決をお願いして、ある一定の期間が来れば皆さんが寄れるという状況になったら、それは寄れますわ、十分に。</p> <p>さっきも山本委員おっしゃっているように、石川県の対応も含めて、寄れる状況になった時点では寄らないかんねんけれども、起きました、すぐ寄れますかというた場合ですよ。なかなかそれは災害の状況によって寄れない可能性が大だと、私はそういう意味も含めて、まずは首長である者にこの規定によって専決してもらおう。これ言うては</p>

<p>谷川委員 つづき</p>	<p>るとおりですわ。その次は別としたかて、第一初期段階はそういう形でいかんことにはどうにもならんのと違いますか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違います。論点がずれています。 つまり、今の法体系から言えば、第179条専決は首長の権限なんですよ。私らに権限ないでしょう、まず。そこまではいいですよ。議会の対応は二通りあるんですよ。何もせずに待つ、つまり首長が勝手に、勝手にと言うたら怒られるけれども、首長判断で専決処分するのをずっと待って見ているという方法が一つ。もう一個は、今議論しているみたいに、何か起こった場合にこういうふうになんか集まれないと。でも今のルールだと、今のほとんどの町のルールだと、集まって会議するのが議会だから、集まらなかったら議会の活動できないんですよ、でしょう。ということは、議会の意思は決定できないことになりますよね。議決かどうかは別にしても、ここだったら8人全員の意思が確認できないという状況になりますよね、集まらなかったら会議できないんだから。こういうふうになんか集まらなかったら会議できないんだから、意見交換はできないという話になりますよね。 もう一個の2つ目の方法は、議会として、何遍も言いますが、当面の間首長の判断に任せるよという意思表示することは可能じゃないですか。そしたら首長側も、議会がそう言ってくれるんだったら、混乱している間に関しては任せてもらいますということで自信を持って専決処分できるでしょう、議会からお墨つきをもらっているわけだから。何遍も言いますが、私はそういう事態はあり得ると思ってるんです。ただし、もしこのように集まれない状況のときのルールを決めておかないと、議会側の意思なり相談する機会はゼロですから、そしたら2番目のほうは使えないんですよ、8人の意思が決定しなかったら。議長も何も言えないじゃないですか。当面の間、専決でやってくれとすら言えないんですよ。言ってしまったら越権行為ですよ、議長の。そんなことを勝手に言ったら、あと7人の議員さんの権限を侵害することになるじゃないですか。議員が持っている審議権とか議決権だとかいうのを勝手に議長が、今たまたま言ったんだけど、議長が勝手に7人の権限を奪って、首長に、管理者に勝手に第179条やってくれてということ自身はやっちゃあかんし、やれないことだと思います、そんなことは。できないことだと思います。言う以上、みんなの意思を確認してからしか言えない。だから、今言っているのは、ここで相談すべきことは、8人なら8人の議員の意思を確認する方法を今のルールだと、場所はともかく、どこかに集まって相談することが原則なんだから、その方法が谷川委員おっしゃっているようにできない場合って起こるわけですね。みんなが集まれない状況が起こるわけですよ。起こった場合に、じゃ第2、第3の方法を準備</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>しておいて、8人の意思を確認する作業が要るんじゃないですかというのがこの議論なんでしょう。 だから、もう一遍言います。第179条もあり得るので、じゃ議会は、私たちの意思はどうやって決めるんですかと、確認するのか、そこを聞いているんですよ。そこなんですよ、ポイントは。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>何かすごく議論が抽象的過ぎて、全然ぼやっとしたものなんですけれども、例えば芦屋市議会のBCPとか読んでますと、初動期、応急対策期、復旧期に分けて対応を細かく決めてはるんですね。だから、やっぱりそういう細かく決めるということが必要になってくるんだと思います。専決処分の話は今もずっと堂々巡りなんですけれども、どういう内容だったらもう任せるとか、こういうテーマだったらこういうふうにするとか、厳密にどういう話合いだったら、例えば災害復旧のための緊急補正予算とかそういうものだったら緊急に出すから、そこは首長判断でやるとか、何かある程度それも想定して決めるとか、そんなふうに変化が移り変わっていきますし、災害自体の規模というのも様々ですから、甚大なものから軽微なものまであるので、そこら辺を細かく分けて具体的に検討していかないと、いつまでも何となくオンラインも無駄でしょうという話で終わってしまうので、そうでなく具体的に想定して対策を考えるというのをしていくべきだと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>具体的に何か谷口さんから今回提案がありますか。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>今回の提案というか、幾つか質問があるんですけども、大角議員の意見の中にあつた、一部事務組合の議会運営上において大きな変更をする場合は、市議会の全員協議会に意向を聞いてきたこともあるというふうに書かれているんですけども、具体的にどの事務組合でどんな変更があつて全員協議会、それは木津川市の全員協議会ですね。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>そうです。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>はい。木津川市の全員協議会で意見を聞いてこられたのかというのをお聞かせ願いたいのと、あとは去年8月実施されたアンケートというのが、木津川市議会議員向けのアンケートというのがありますけれども、その中で時期尚早というのが11だったということで圧倒的多数だったんですけども、でもそれは木津川市議会も個別にアンケートを取って個別に回答が来たただけなので、全員協議会を開いてみんな</p>

<p>谷口委員 つづき</p>	<p>で話し合っただけとかそういうのは一切手続きは踏まれていないものなので、まあ言うたら非公式なもので、それをもって木津川市議会ではまだ何も進んでいないからという根拠にするのはどうなのかなと思うんですけども、そういうことが疑問にあったんですが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大角副議長。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>せっかくご質問いただきましたので、その際にオンライン会議の導入ということに対してアンケートを取らせていただいた中で、大半の皆さんが時期尚早だという意味を示していただいたということで、一応、木津川市を代表しているメンバーの一人として、ここに示させていただいたという経緯があります。</p> <p>ただ、単に私個人でここに来ているという意味合いでなくて、一応木津川市議会の代表というか、そういう願いを込めてのアンケート調査を配らせていただいて、皆さんの意見はこうなんだなということで代表で取らせていただいたアンケートの結果になっております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>でもやっぱり、木津川市議会としてどういう考えになっているのかというところが全く話し合われていないですし、全体で。ですよ。今まで私、そういう話合いの場というのはなかったと思うんです。オンライン会議というのをどうしようという話合いが、木津川市議会において少なくとも私が当選してからは一度もなかったんです。ですから、そういう話合いを少なくともした上での報告だったらまだ説得力というか、一応あるんですけども、そういうのもしていない状況。</p> <p>もっと言うと、今年の1月頃に議運で行かれていますよね。1月22日に愛知県に行かれて、先進的な議会というのを視察されていて、知立市とかいいますと、もう本当に早い時期に委員会条例を変えられて、もう実際のオンライン会議もされているという、それを見てこられた。そしてその報告読みましたけれども、それは福井議員が書かれたもので、最後に一文だけ、今後、この研修を本市の議会運営に生かしていきたいと思えますと一言ですけども書いてありますね。それをどうやって生かすんですかということもされていない。そんな状況で、まあ言うたらこれは木津川市議会の抱えている問題なんですけれども、それを根拠に、だからこの環境組合でも早いんじゃないのというふうな理屈づけというのはちょっとできない、そういうふうに思えます、どうでしょう。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ちょっと議論が違う方向なので、それで、今日一番最初に今課題になっているのは、専決処分を行うんだけれども、それは議会の意思をどういうふうに表明して専決処分となるのかというのを佐々木さんは求めているわけだから、だからこういう場合はやりましょうとかこうしましよととかという、そういう一定のルール、さっきBCPというような言葉が出ましたけれども、災害時などにおける計画ですね。具体的に、例えば佐々木さんのほうからは何か案があるんですかね、今日に向けて。例えばそういうことになった場合はこういうものをつくりましょうとか、こういうことをしましよととか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、ずっと前からオンライン会議やりましようと言ってるじゃないですか。集まらないからオンライン会議をやるべきだと、導入して議会の意思をね。少なくとも、議決はできないかもしれないけどもみんなと一緒に確認することはできるわけだから、少なくともそこまではやりましよう。現実には総務省がノーと言ってるからできませんけどね。その手前まではできるわけだから、それをやりましよう。</p> <p>もし必要だったら、今、谷川委員や山本委員が提案しているのは一部納得できる場所もあるんですよ。だから、今出たようにBCPの話をして、ここが使えなかったら第2候補の議場とか会議室として、例えば第1候補は木津川市役所、第2候補は精華町役場とかいうふうに、もちろん相手があるから相手の了解を取らなきゃあかんと思うけれども、了解を取った上で、うちの議会としてはここが使えなかった場合、また、ここは大丈夫だけれども、さっき谷川さんからあったようにみんながここに集まらない状態が起こった場合の代替手段を確保しておく。それは申合せするのか内規にするのか、それは方法はいろいろあるんだけれども、そういう方法をあらかじめ決めておくということはやったらいいと思うんです。</p> <p>気になるのは、谷川さんや山本さんの意見の中にもっともと思えるようなことが書いてあるんだけれども、つまり災害時には行政側の手を煩わせたくないと書いてあるんですよ、簡単に言えば。それはそうですよ。私もそんなこと、わざわざ災害で飛び回っているところの手を止めようとは思っていない。だから逆に、ルールを決めてくださいと言っているんですよ。今、ルールないんですよ、うちは。ルールがない状態でもし災害が起こったら、どうしようかというところから相談しなあかんじゃないですか、どうしようかと。ルールがないんやったら、もう一から判断しなあかんのですよ。</p> <p>例えば事務局なり議長なりが管理者の木津川市長とかに会うなりして、どうしよう、議会運営。補正予算どうしようということから始めないと、それこそ手間がかかっちゃう、向こうの手を取っちゃうんですよ、忙しいのに。だったら、さっき谷口さんが言ったように、幾つかの想定パターンがあるわけだから、想定パターンに従ってもう一度、こういう対応をしましよよということをうちが決めておいて、向こうにも知らせておけば、それに従って判断すればいいじゃないで</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>すか、事務局なり議長が。ルールを決めた上だったら従います。でも今、ルールがない段階で事務局や議長の独断専行は許せません。許されないと思っています、それは。</p> <p>だから、そういうルールをつくり、そのルールの一個として、例えばですが、オンライン会議で少なくとも8人の意思を確認する方法、手法を確保しておいたほうがいいんじゃないかということは何遍も言わせてもらっているんです。それが駄目だと言うんだったら代案を示してほしいんですよ、どうやってこの8人の組合議会の議員の意思を確認するのか。それを示したんやったら納得できるかもしれない。それがなしに専決専決と言われても、それはなかなか難しいということなんですよ。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、一言でオンライン会議という場合に一定のものが要りますよね、会議をする必要な。ただ、そこまでのことと、それからもう一つは、それをしなければならぬ緊急性がどの程度の頻度で起こるのかということもあって、皆さんのやっぱり思いにまだ差があるように思っているんです、先ほど出ていた意見も含めてね。</p> <p>だから、ルール化するという点では皆さん一致してこの議論をしているわけですけども、そのルールの中身がまだ見えてこないから、ちょっと議論が煮詰まるまでいっていないのではないかなと、こう感じるんですけどね。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ということは、今の委員長の発言からいうと、この中に災害が起こらないと思っている人がいるということですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、そんなことは何も言ってないです。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違うでしょう。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>そんなことは言ってないじゃないですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、想定はしてるでしょ、皆さん。私は想定はしていると思うんですよ。起こると思っていると思うんですよ。だとしたら、起こることというのはもう何遍も経験しているじゃないですか、前からおっしゃっている阪神とか東日本とか能登半島とかいっぱい。また、地震だけじゃなしに豪雨水害も含めて経験しているじゃないですか。起こり得るんですよ。集まれないことが起こり得るんです。</p>

<p>宮嶋委員長</p>	<p>あのね、すみません。 精華町議会の中でどういう議論がされているか正確には分かりませんが、少なくとも佐々木さんが言うような議論がやはり木津川市議会の中では十分に行われていないから、だからその差があって、そこまでの市議会での議論を踏まえた上でこの組合議会があるということになってこないんですよ。 だから、先ほどいろいろ谷口さんも、この1年間、市議会の中で自分がそういう経験をしていないという発言になったんだろうというふうに思いますので、だから、ここでの議論をする場合に、やっぱり共通の理解ができる部分での例えば先ほどあったような、こういうことが想定されます、だからそれに基づくルールをつくっていきましょう、ただし、これをやるためにはこういうものが必要ですと。だけでもそれは今ありませんとか、いずれ予算化できるかも分かりませんとか、何かそういうもう少し見えてこない、今日の議論をどこまで進めて何を確認するのかというところが見えてこないわけですね。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>じゃ、この環境組合で議会BCPをつくるということをまず合意して、それをまず、例えば精華町をお手本にするのか何でもいいんですけども、教科書というか参考にするものを2つぐらい用意して、それをみんなで読み合わせしていくという、そういう作業を始めるしかないのではないのでしょうか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、谷口さんから提案がありましたけれども、いかがですか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>今回、3人の方からご意見を出していただいている、今日手元には持っていないんですけども、読ませていただきました。その中で、先ほどから議論になっているように、緊急時に議会の意思をどう表明し集めるかと、それを議会全体の意見として示していくのかというのは非常に大事なことだというふうには思っております。 ただ、3人の方からいただいたご意見を読ませていただきまして、先ほどから出ていますように時期尚早やというお話が出ていて、委員長のほうからも各構成市町の議会の中での温度差があるんじゃないかというふうなお話もありましたが、仮に時期が早いというふうに思われるのであれば、どういう時期が来れば今の議論を皆さんの中で共有していけるのかということについては、ご意見を出された方からどういう時期であればいいのかということをちょっとお示ししたいのですが、お願いします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今、松田さんからそういう質問といたしますか、お願いがありました</p>

宮嶋委員長 つづき	けれども、いかがですか。 大角さん。
大角副議長	今、松田さんがおっしゃるように、こういう平時の時期にもう備えてそういうのを用意するのか、それとも、もちろん災害が起こってしまったらこんなことをやっている場合じゃないので、そういう準備等備えができないと思うんです。だから、いつだったらというところの話のことをお聞きになっていますけれども、だから、そう考えると今すぐこのときにやるのがベストなのかというところになると、それは皆さんの意見をすり合わせていって決めていったほうがいいのかと私は思います。
宮嶋委員長	松田さん。
松田委員	今、大角さんからご意見いただきましたけれども、市町の議会によって温度差があるということですので、じゃ全てが整った上でなければこの議会としてそういうオンライン会議をしていくというふうなことはできないのかというふうにも思うわけですが、もう一つお聞きしたいのは、じゃ精華町議会では今オンライン化に向けて具体化、いろんな決め事の整備であるとかいうのを進めております。おりますが、別に市と町によっていろいろ対峙して意見交換をしようとは思っていないんですけれども、木津川市議会の中で将来的に、じゃそういった議会のオンライン化を進めていこうというふうな議論が進められるのかどうか、また、進めようとされていらっしゃるのかどうか。でなければ、どの時期になっても今のちょっと段違いのような感じは溝が埋まっていけないというふうに思うわけですが、今これが俎上に上っている何かの一つのきっかけと考えていただいて、ぜひとも市議会でもそういう方向を目指そうというふうなお気持ちになっていらっしゃるのかどうか。でない時期尚早という言葉はずっと消えていけないというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。
宮嶋委員長	大角さん。
大角副議長	委員長と同じで、まだ各個人の開きがあるかというところがありますので、だからああいう言葉が、時期尚早というのはまだまだ皆さん同じような方向性を向いていない、まだいいんじゃないかとかそういうところもあるところかなと思います。でも、やっていかなきゃいけないという気持ちはもちろん当然ありますので、道具だったりとかそういうものでもそうですけれども、まだ準備できていない状況ですから、そういう意味での言葉です。

宮嶋委員長	ほか、ありますか。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	<p>今の議論を聞いていると、木津川市議会が非常時の対応を十分協議しなかったらここではできないという話になっちゃうんですね。だとしたら、ここで協議する意味ないんですよ。もう一遍言いますが、本気で何も起こらないと思っているんですか、本気で。阪神・淡路が1995年だったんですね。30年近く前ですよ。さっき申し上げたように、その後いっぱい起こっているじゃないですか、自然災害が。それぞれの自治体、それで困ったわけですよ、いろんな意味で。だったら、うちの町にも起こるかもしれないということで準備するというのが私は当たり前のことなんですよ、市民に責任を持つ議員としては。私らは市民、町民の命に責任を持っているんですよ。私らの決定が左右するんですよ、彼らの市民、町民の。なぜ準備できないんですかということですよ、ちょっとひどい言い方するかもしれないけども。信じられないです、ほんまにそれは。</p> <p>だから、そこはもうほんまに真剣に考えてくださいよ。何か起こって自分だけが災害被害を受けるならまだ我慢するけれども、私どもの決定なり意見、議決がどれだけの影響を与えるか分かっているでしょう、こんなこと市議会議員、町議会議員だったら。なぜそんなに時期尚早なんですか、まだ。明確に答えてください、何ですか。</p>
宮嶋委員長	<p>いかがですか。何か意見、ありませんでしょうか。</p> <p>この議論を進める中で、以前も出ていたんだけど、要するにここに今、木津川市議会と言えば5人のメンバーがいるわけですけども、私たちがここで決めるということに対してのもちろんその責任はあるんだけど、木津川市議会全体の中のそれが合意になっていない場合に、私ら5人だけで決められないんじゃないんですかという意見が以前からもあって、それで木津川市議会全体の動向を踏まえた議論ということになってきていました。そのことが、先ほどあったように、一言で言えば時期尚早という言葉に表れているのかも分かりませんが、けれども、それは佐々木さんが今言われるように、じゃ市議会のことをいつまで待つのかということでもありますので、少なくともこの環境施設組合議会として前に進めることはこの機会にやっぴきながら、市議会へもこういうふうに進めていますという報告をして、市議会のほうでも検討いただくと。それは、木津川市議会の場合は組合議会をほかにも幾つも持っておりますので、当然そうしたところとも連携していかなければならない課題でもあるわけですけども、ちょっとそのあたりが十分に組合議会と市議会との間での議論ができていないというか、議論が進んでいない。できていないということではないんだろうけれども、なかなか進んでいないというのが実際だというふうに思うんです。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>だから、例えば市議会と言えば、市議会の議会運営委員会がそういうことをテーマに進めていくということであればいいんだけど、今、1月には議会運営委員会がそういう先進自治体の例にも学んでいるというような段階ということでしょうかね。</p> <p>だから、先ほどありましたけれども、今日の時点で例えばBCPを検討しましょうということで合意ができるのであれば、前も皆さん、これは去年11月にいただいていますよね、精華町の議会BCPのやつはね。そういうものもありますわけですから、どうでしょうかね、そういう少し一歩前に進むという方向で。</p> <p>完璧なものができなくても、先ほどあったように、例えば災害が起こったときは議会が開けませんと。じゃ、本来開かなあかんときに議会が開けませんと。じゃ専決処分になりますよと。8人の意思をどういうふうにして確認して、専決処分やったら専決処分ということを確認しましょうかという、そのことはその時点でということ、何かそういう文書化したものをつくっていくということでどうでしょうかね。例えば、先ほど専決処分ということがありましたですけども、ちょっと一つ一つ積み重ねていかないと、全体のものが体系的にできるかどうかというのはありますからね。どうでしょうか。</p> <p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そのとおりで、その方向でいいと思うんだけど、その前に、さっきから出ている時期尚早というのを撤回してもらわないと、これがある以上、前に進めないじゃないですか。今やる必要ないと言っているんだから、時期尚早というのは。まず、それをちょっと留保、撤回してもらって、みんなで今、委員長がおっしゃっているように前向きに検討しましょうということでまず6人の議運が一致しないと、なかなか今の委員長の話は前に進まないの、時期尚早を撤回しませんか。協議しましょうよ、前向きに。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>私も少し意見を述べさせてもらって、佐々木さんのほうからも出ましたけれども、どうですか、そのことについて山本さん。時期尚早だからもうこの議論はしませんということではないと思うんだけど、いかがでしょう。それともやはり、時期尚早だからこの議論はしませんということで終わりますか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>時期尚早の言葉の取り方の違いであると思うんですが、時期尚早という言葉が出たのは、一部事務組合で判断できないからということで木津川市議会の全協で諮った。木津川市議会においてもオンラインにしても検討はされていますが、まだこうやろうとかいう方向性だけで、実際に具体的にこうしようというところがないので、そういう意</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>味合いを含めて時期尚早です。何も検討しないとか、そういう意味合いではありません。時期尚早だから議論が前へ進まないとかではなく、木津川市議会の現状として、まだ具体的なものを進めるのは早いというような意味合いで私は捉えております。</p> <p>だから、文言について撤回するしない、撤回しなければもう前へ進まないとか、そういうものではないと思います。言葉を一つ捉まえて、どうなのこの言葉とかいうのではなく、これからいろいろ災害もあるでしょう。多分ありますけどね、程度の差はあれ。それについてみんな真剣にどうしようかというのは、協議は進んでいますがなかなかまだ具体的にどうしようかというのは出ていないと、そういう意味合いで、具体的なことを決めるのは時期尚早だという文言で一応あると、そういうことですので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>だから、時期尚早というのは言葉で思って、この議論はしないということではありませんと。できることからやりましょうという意味合いでもあるわけですから、具体的に今回出ている一つ絞ると、議会が開けずに専決処分を行うことがやむを得ないという場合に、議会の意思をどういうふうに管理者に伝えるかということについては検討することによってよろしいですか。その方法については、こういう方法があります、どういう方法がありますというのはまだ具体的に今日ここで決めるわけじゃないんですけれども、また、どういう場合に、災害の程度もありますから、先ほどあったように集まれない場合にはどういふ場合が集まれないのかということもあるだろうし、それから、ここの議会の場合は、主には年に2回の定例会ですので、しかも1日だけの議会がほとんどでございますので、内容的にも議論しなければならない、決めなければならない行政課題というのは全体の中の一部でありますので、そんなに難しいか難しくないかという言い方は正しくないかも分かりませんが、できるのではないかなと思うので、だから、今日専決処分によって対応したらいいのではないかというご意見もありましたので、じゃその専決処分をどういう議会としての判断をそこに入れるのかということについては議論をするというか、その中身を具体化するということではいかがでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>専決処分というのは一定の条件の下でされます。何も議会が開かれないからされるということで、議会の意思だから専決処分をするしないというものではないと思います。専決処分自体に条件があって、議会の意思で専決処分をこういう状況ならしる、こういう状況ならしては駄目とか、そういうものではないと思います、専決処分のね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ただ、今言っているのは、本来議会が開かれなければならない、例</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>えば1週間後に議会を開くと決めていたのに災害が起こって議会が開かれな、しかもしばらくの間、ここで言うている大規模災害ということが一つのテーマになっていますから、開けない場合には、じゃ予算が決まらないとかでは困るわけですから、何らかの形で専決処分をする。でもそれは議会がこの場合はやむを得ないという判断をしないことにはあかんということをさっき佐々木さんが言うたわけですから、そういう場合の議会の意思というのはどうやって決めますかという、そういうことぐらいはできるんじゃないでしょうかと言っているんですが、いかがですか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>議会の意思とかなく、議会が開けないからとか、予算、今例をもって言われましたが、それについて開けないから専決処分するとか、それに対して議会側から議会が開けないから専決処分してくださいとか、こちらから専決処分について意見を申し述べるようなものではないと思います。できないから専決処分を執行部側がするというふうになると思います。こういう条件なら専決処分してくださいとかいう、そういう条件づけというか、そういうのはなかなか、専決処分の条件の中に入っていると思うんですけどもね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>私がやり取りするのは何ですが、先ほど佐々木さんが言うたのは、本来、議会が開かれる条件をつくって議会を開くわけでしょう。だけでも開けないという中で、それはもうやむを得ないという場合がありますよと彼は言ったわけですから、そういうやむを得ないという判断を単に議長一人がやるのではなくて、8人がやるのではないですかと。だから、その場合に8人のこれはやむを得ないと、議会は開けないという意思をどう決めますかと言っているわけやから、それをこういうルールにするということぐらいはできるんじゃないですかと、私もそれは思うんですが、それもできないんですか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>先ほど委員長のほうからも話がありましたけれども、年2回定例会ですね。その中で1回は半日か1日。そして事前に日にちがこの日にありますと決まっています。それについて、たまたまか偶然か必然的か、どういう意味合いで言えばいいかわかりませんが。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、今は災害やから、災害が起こったと想定して考える。</p>
<p>山本委員</p>	<p>はい。だから、そのときに災害で、その決められたときに開けないというときについては、またあれ違いますか。緊急性をどのように捉</p>

<p>山本委員 つづき</p>	<p>えるかだけであって、開けるん違いますか。災害によって亡くなられるとかそういう場合については、また充足数に足りるとかそういうのを参考にすればいいのであって、その当日、災害等でできなければまた後日やればいいんじゃないですかね。それについて何か特別必要なルールとかいうのは、私にはちょっと理解できないんですけど。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと理解してくださいよ、山本委員、それはお願いだから。 あのね、今の山本さんの意見は、さっき言ったように議会の対応の2つの候補の一個なんです。要するに、議会の意思を確認せずに首長側の判断を待つというね。その一個の方法で否定はしません。ただ、何遍も言いますが、住民の暮らし、生活に責任を持つ議会として、災害起こっても何もせずに首長の判断を待つというやり方は、私は取りたくありません。場合によっては現地に行って状況を見て、もし市や町の災害対策がずれているんだったら、それを修正する意見をまとめるのも議会の仕事だと私は思っています。意見を言うべきです、住民、市民代表として。だから、山本さんの今の意見だと、そんなことは何にもせずに、取りあえず首長の判断を待てばいいんだという立場になるんだったら、その理屈は通用します。私は、そうは思いません、まず1点、それが。</p> <p>もう一個は、山本委員がおっしゃったのは、ここに書いてあるのは私も一部なるほどと思うんですよ。でも、ルールがないんですよ。例えば、ここの各市町の議会事務局が連携して、議員の安否確認や情報連携を密にすると書かれているけれども、今はそんなルールないから、事務局が実績があるかもしれないけれども、そのルールないですよ、今うちには。もちろん、ルールはどこにもないから、議員の安否を確認する義務はないんです。業務に入っていない。でも私、要と思うんです、それは。だから、山本さんの文書は、部分的には物すごくそのとおりだと思います、それは。だから、じゃどうやって8人の安否を確認する方法をあらかじめ決めておこうかという相談をしたらいいんじゃないですか、それは。それも含めて、さっきから谷口さんがおっしゃっているような議会BCP的なものがあつたほうが、即座にわざわざ例えば事務局と議長が相談してどうしようという話じゃなしに、もう決めておけば動けるじゃないですか、こういう場合はこう動くんだと決めておけば。そういうものをトータルで判断した場合に、今相談しているような非常時の対応の仕方というのは、今思考停止で踏みとどまるのではなしに、やっぱりしっかりとこれまでの災害における各市町村の対応であるとか、または木津川市さんも1月に、知立市は議会改革ではかなり有名なところですから、知立市の状況なんか参考にしなごうどうするんだと考えていこうという話のほうで、私は妥当だというふうに思っているんです。</p>

佐々木
副委員長
つづき

それと、さっきの山本さんのよく分からないのは、災害時だから緊急に対応しなあかんわけですね、普通は。今の発言だと、集まらなかったらもう一遍招集すればいいんじゃないかという話に聞こえてくるので、それだけ議決の日が遠ざかっちゃうわけでしょう。遠ざかるということは災害対策の手を打つのが遅くなるということですよ。だからお二人は、それじゃ駄目だから専決処分を使ってもらおうかとおっしゃっているんでしょう。災害対策の遅滞が発生しないように、さっさとやってくれという意味で専決処分とおっしゃっている。それは一理あるんですよ。何遍も言っているように一理あるんです。だから、一理あるのをそれをどうやってうちの議会がその方向で足並みをそろえられるかどうかじゃないですか。でないと、仮に首長か管理者が勝手に専決処分したと、かなり大規模な補正予算をしたと。後で文句が出たら、それこそ大混乱ですよ、それは。だとしたら、ちゃんとルールをつくっておいて、相談した上でスムーズな。それと、そんな災害時に首長と議会でけんかしているわけにいかんじゃないですか、それこそ。だとしたら、お互いの意思をすり合わせて、その方向で話を進めていくというのが政治家としては当たり前の方法だろうとは思っているところです。

もう一個、ちょっと論点はずれるかもしれんけれども、問題はね。さっき山本さんがおっしゃるように、第179条専決というのは首長の権限だけれども、これ、何でもできるわけじゃないですよ。第179条専決というのは要件があるんですよ、もちろん。要件に合わなかったらその処分はできません。行使できないです。要するに、自由裁量じゃなしに羈束行為でしょう、第179条専決は。羈束行為ということは、ちゃんとそこのルールに従って法律に書かれていることしかできないんですよ。法律に書かれていることを、私なんかとか多分10年以上議員やっている人はちょっと勘違いするかもしれんけれども、10年ぐらい前に地方自治法が改正されて、きっかけは例の九州のほうのある市の市長さんの乱暴なやり方だったんだけれども、改正されて第179条専決ができない案件があるでしょう、法律上。ありますよね、皆さん議員だから知っていると思うけど。だから、第179条専決をやるとしても、できない議題があるんですよ。つまり、議会に専属的に、専権的に権限が残っている議案があるから、その案件が災害時に時間的にダブっちゃった場合にどうするかということも考えなきゃならないわけです、それは。さっきも言った九州の市長さんの中で第179条の制限規制がかかっちゃったらね、今。そういうこともあるので、その制約の中で首長というか管理者がやるべきこと、それから議会がやるべきことというのは整理をすればいいということです。もっと言えば、この組合ってごみ処理をする組合だから、災害が起こった場合というのは下手したら業務が忙しくなって、補正予算を組まなあかん話になるわけでしょう、瓦礫がいっぱい出るんだから、下手したら。その処理をどうするんだと。この組合の施設設備だけで処理できるのかできないのか、ほかへの応援を要請しなあかんのかという話も出てくるわけですから、ここの組合こそ災害時にはもろ

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>に直接的に影響を受ける組合だと思うから、それを想定した対応の仕方、組合としても対応の仕方を考えてもらわなあかんけれども、その中の議員、議会としての対応の仕方というのはしっかりと、ちょうどお二人がおっしゃっている業務にできるだけ支障を来さないようにするために、じゃどういう配慮をしながらやったらいいのかというのは私らが考えることだろうとも思っているんです。</p> <p>だから、この件で非常時の対応をまず具体的に検討していくという方向にもし異論があるんだったらおっしゃってもらったら結構ですけども、異論があるんでしょうかね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一度確認しますけれども、非常時における議会の対応について今議論をしているわけですけども、山本さんだけではないけれども、時期尚早だからこの議論はもう必要ないということで今終わるのか、それとも時期尚早というのは、いずれそういう問題が発生するわけだから、今考えられることについては議論していきましよう、そのための例えばルール、何らかの部分はこの議会運営委員会の中でつくっていきましようとするのか、どちらになりますかね。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>時期尚早というのは、先ほども言いましたが、木津川市議会の全協でありました。それがあって、まだ具体的に決まらんから時期尚早という言葉がありました。だから、この一部事務組合単独で決めるとかそういう部分ではなく、木津川市議会のある程度の具体的な方向性が見えてこない、この一部事務組合によって具体的なことを決めるのはなかなか難しいという意味合いで時期尚早ということです。一部事務組合で単独で具体的なことを決めるというのは、私としては、木津川市議会の総意として今単独にここの一部事務組合で決めるというのは好ましくないんじゃないかなという考えを持っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷川さんも今、同じ意見ですか。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>はい、一緒の考えです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大角さんは。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>そうしましたら、ちょっと今の話は時期尚早というのは、木津川市議会の状況を見ないでここで何らかのルールを議論していくのはそれこそ時期尚早だから、それはできませんということなので、これ以上ちょっと議論してもここは煮詰まりませんので、ごめんなさい。1番のことについては、今日3つに分けてということだから、次、新型コロナウイルス感染発生時はどうなのか、それから育児や介護等の必要時はどうなのかという、その確認をした上でしたいんですが、少なくとも地震や水害等の大規模災害時の議会対応については今決めることはないというご意見がお三方からありますので、もうこれ以上ちょっとここでの議論はしないということにしたいと思います。しても溝が埋まりませんので。</p> <p>その上で、何か佐々木さんからあるんでしたら。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>これ、去年の8月にも同じ議論をしていると思うんだけど、多分、今おっしゃった木津川市議会のアンケート、多分8月ぐらいに取られたものだと思うんですね。ところがそのときに、ここで一旦資料が配付されたけれども回収されたでしょう。そのときに何が問題になったかというのは、このアンケートはどのような性格のものかというのがはっきりしていないということです。今、委員長がおっしゃっているように、3つのパターンがあったじゃないですか、最初。3つのパターンに分けて聞いているんだったら、今、委員長が言ったように、1番目の災害対応というのは保留という話は分からなくてもないけれども、そんなふうに聞いているのかどうか分からないです。私は分からない。もし3つ一緒に聞いているんだったら、3つに分けたって全部アウトじゃないですか。</p> <p>だから、申し訳ないけれども、木津川市のアンケートの設問、それから回答を全部出してください。でないと不公平です。私らは何にも見ていないのに木津川市だけが持っている資料で根拠にされて言われるのは、それは不公平です。間違っている。だから、それは正式な意見と今お三方おっしゃっているんだから、木津川市議会の意見だとおっしゃっているんだから、設問と全員の回答用紙を下さい。だから、公式文書って明確にしてください。公表できるものとして出してください。でないと根拠になりませんよ、そんなの。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと落ち着いて。</p> <p>あのときは、我々がここで議論しなければならない課題の中の一つとして、非常時等におけるオンラインの検討についてどうなのかという議論があって、それは木津川市議会の中での個々の議員の意見を聞きましょうということで大角さんが代表してやっていただいたわけですが、それ自身は何かそれをこの場に出して議論するとかするものではありませんので、全体の意向というものとして出たわけですが。確かに今言われるように、地震、水害の災害時だとか新型コロナの感染</p>

宮嶋委員長 つづき	症だとかなどというて分けてアンケートを取ったわけでもありませんし、だから、それをここで出すとかということも、それはそんな了解を求めてアンケートをしたわけでもありません。
佐々木 副委員長	それはおかしいでしょう。
宮嶋委員長	でも、おかしいと言うたってそれはそういう事実なんだから。
佐々木 副委員長	だって、このことを聞いているんだから、具体的にアンケートは。
宮嶋委員長	まあちょっとお待ちください。
佐々木 副委員長	関係なかったらそれはおかしいわ、絶対。
宮嶋委員長	だから、アンケートについては今そういうことだということです。
佐々木 副委員長	それはおかしいですよ、委員長。
宮嶋委員長	いや、おかしかったらおかしいと言うてもろうてもいいけれども、そういうことで、ちょっと議事を進めますので。
佐々木 副委員長	ちょっとおかしい、それ。
宮嶋委員長	2つ目についてはどうですか。
佐々木 副委員長	そんな話にならない。
宮嶋委員長	新型コロナのような感染症の発生時についてはどうですか。3つに

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>分けると言ったわけで皆様合意いただいたわけですから、まずそのことについて確認だけはしておきたいと思いますので、いかがですか。 松田さん。</p>
<p>松田委員</p>	<p>ちょっと話を元に戻すようで申し訳ないですけども、委員長の立場としては議事を進めたいというご意向は分かりますが、結局、オンライン化が時期尚早なのか、それとも、先ほどありましたけれども、でも緊急対応時、今新型コロナの話をしてはいますけれども、それと介護や育児も含めてですけども、オンライン化そのものが時期が早過ぎるというご判断なのか、そういった3つの諸条件をクリアするために何かほかの方法でも考えられるかどうかというのを議論するのがこの場所なのか、そここのところがちょっとよく分からないんですけどね。オンライン化そのものが時期尚早というふうにおっしゃっているのか。先ほど言いましたように、しかしいろんな場面があるから、そのときの議会としての対応、ほかに手段があるのであれば前向きに議論をしていきたいと思いますということなのか、そここのところをちょっと委員長には整理していただきたいというふうに思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>アンケートのことが出ましたので言いますと、一言で言えばそういうオンライン化についての話やと思います。だから、後で出ましたように、別の手段も含めてこういったことが起こった場合に議会としてどういう対応をしていくのか、そのルールをつくりましょうということが時期尚早ということではないように思っております。一言に代表されるオンライン化と言われることについての意見だったように思いますので。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だったら話しできるやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>うん、そうなんです。だから先ほど私が提案したけれども、山本さんは、もうそれも含めて時期尚早だというふうに言われたのでね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>考える必要はないと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>うん。だから、もうそれについてはこの場での議論はできませんというか、しても前に進まないんですよ。</p>

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、何度も言いますが、お三人が根拠とするものを精華町の議員に見せないのというのはどういうことなんですかということですよ。根拠にする以上、提示しなかったら私たち納得できないじゃないですか。ちゃんとこの公式の場で3人の議員さんが木津川市議会の総意だというふうに明言されているわけだから、それは、いわゆるこの辺で勝手に何か書いているメモじゃなしに議会の正式なものでしょう。正式なものでしょう、そのアンケートや回答は。だったら出しましょうよ。公にできるものでしょう。20人だったかの議員さんが、個々の議員さんが責任を持って書いたものでしょう。一議員の責任として書いたものでしょう。出してください。でないと、これ以上それこそ話進みませんよ。一方的に私ら持っていない資料をもって説明されたって、そんなの民主主義に何もなっていないじゃないですか、一部の人だけ持っている資料で議論を進めるというのは。出してください。お願いします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>何度も言いますがけれども、あくまでもこの議会運営委員会でこういうことがテーマになって、それについてここに参加している議員だけでは判断がつかないので、皆さんの思いを聞いたという趣旨であって、それが公表できるとか公表できないとかというものではなくて、その意思としてオンライン化というものについては時期尚早ではないかと、まだ、市議会のほうでの議論も進んでいないのでという話だったので、それ以上のものではないのでね。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>違うってそんなの。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、違う言われても、それが木津川市議会のあれだったので。ちょっと待ってください。 で、もうとにかくなかなか前へ進まないんですよ。だから、2つ目の議論についてはそういうことでどうなんですかということ、これについても同じ意見なんですか。ちょっとその確認はしておきたいと思います。山本さん、これについても同じですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>2点目ということは感染症の発生時における対応ということですが、こちらのほうは、一応コロナですか、それに対しては一応感染をできるだけ広がらないようにということを対応する。そして議員の充足数を確保する。そして職員のほうも議会に出席するように対応しています、感染症に対してね。その上で、このコロナに対しては去年5月8日まで、一応2類から5類になるまでのときに議会としては順調に運営できたということですので、その方向でよいのではないかと</p>

山本委員 つづき	うことですよね、発生時にです。そして、3点目はいいんですね、まだ。
宮嶋委員長	<p>新型コロナの対応で行ってきたことで、改めて何かつくる必要はないという意味合いですか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>改めてじゃなく、一応、検証としてそういうようなので対応できたということです。また新たなパンデミックの感染症があるということに対しては、はっきり私は意見としては波及しておりません。</p>
宮嶋委員長	<p>我々は新型コロナを経験して、それぞれの市議会、町議会でもその対応を行ってきたわけです。この環境施設組合議会としてこの4年あまりどうだったかということでしたが、ごめんなさいね、ちょっと私も今メモを持ってないんですが、具体的に何かルールのものって決めましたでしたかね、ここの議会運営で。</p> <p>局長。</p>
松井事務局長	<p>議会運営に当たっては、それぞれの市町で対応されていたコロナ対応、これを例にさせていただいて、同様の対応をすることを確認させていただいて実施してきたということですので、明文化とか確認事項ということで何かまとめたというのではなく、随時確認をいただいて運用してきたという状況でございます。</p>
宮嶋委員長	<p>ということですが、だから山本さんの言われるのは、今、局長が言ってもらったようなやり方、それぞれの市町議会での対応をそのまま進めればいいのかということですか。それとも、それ以上の感染症が起こる可能性だってあるわけですから、改めてここで何かルール化するというか、文書化する必要はないという意味合いでいいんですか。</p> <p>山本さん。</p>
山本委員	<p>ルール化する意味合いじゃなく、それで対応できたと、コロナに対してね。だから、その延長線上で対応していけばいいんじゃないかなと私は考えております。</p>
宮嶋委員長	<p>ほかの方はどうですかね。新型コロナ等の感染症が起こった場合の議会対応としては、それぞれ今あったように市町の議会の対応に準拠してやったけれども、改めてここの議会としての文書化されたものは</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>ありませんということでしたけれども。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>コロナ対応のときの議事を私は知らないんですけども、聞くところによると、一般質問の時間がすごく短くされたりとか、予算委員会の人数を半分にして、それ以来半分なんですけれども、そういうことがあったというふうに聞いています。</p> <p>精華町のほうはどういう対応だったのか分からないですし、あれなんですけれども、また同じように感染症となったときに、じゃ一体どういうふうに対応するのかというのはやっぱりつくっておかないことには、精華町と木津川市の対応が何か違ったときに、じゃどっちにするとか、そういう細かいことを誰が判断するのかも分からない無責任状態になっているので、やっぱり新型コロナのときにどう対応するというルールもつくっておくべきだと思います。</p> <p>それで、オンライン会議というものが想定されていなかった当時に、そうやって密を避けるためにしゃべる時間を制限したり、何かいろんな制限がかかってきたというのは、やっぱり議員が質問する権利というのを狭めてしまうということにもつながっていたので、オンライン会議というものをそういう感染症のときにも体制を整えておく必要がありますから、それは明文化するべきだと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかはいかがですか。 佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>基本的には災害時のほうも同じ対応になると思うので、はっきり決めておくべきだと思っています。</p> <p>ただ、若干精華町の話も出ましたけれども、精華町議会は基本的な考え方は、コロナのときに政府だとかいろいろなところから不要不急な行動は控えてくださいというようなアナウンスが出ましたよね。それは、感染防止の観点からそのとおりだと思うんだけど、かといって国の機関や市町村の機関が閉店休業したことはなかったわけですね。必要なワクチン接種だとか、または防護策だとか様々な業務をやっていたというのは必要だからです、それは。精華町議会の考え方は、簡単に言えば、精華町議会の活動は不要不急の活動ではないというまず位置づけです。だから、基本原則として、この間、私の記憶する範囲でも、コロナ禍で町長がいろんな補正予算等について専決処分したことはありません。全て議案になっています。ただし、この審議する方法については、例えば通常、予算決算委員会というのがあるからそこに付託して、本会議で付託して、もう一遍本会議に戻ってくるというルートを普通取るんだけど、そういう方法を取った場合と、それから議案の中身によって判断、これは議長と議運で判断する</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>んだけれども判断をして、このぐらいただったら委員会付託せずに本会議質疑だけで即決しようかと、採決しようかというような、その裁量とかはあったけれども、基本的には議会は不要不急の機関でないので、なおかつ先ほどと重なるけれども、住民の生活に責任を持っている機関ですから、いろんな市町の施策というの皆さんがいろいろ聞いてはる災害や聞いてこられた意見を反映された施策になったほうがいいわけですよ。的外れなものをやっているとな怒られるわけです。なので、それはちゃんと住民代表機関たる議員としては会議をするという考え方で臨んできましたので、おとしなんかはほぼ毎月1回以上は本会議がされているという状況です。ただ、幸いなことに、例外はあるけれども、本会議中は議員の感染での休みというのがほぼなかったもので、そこは通常の、もちろん間隔を空けるだとか換気だとか、そういう一般的な対策は講じましたけれども、ほぼ通常の状況、一般質問の時間短縮もせず、委員会審査の人数も制限せず、通常の方法で運営はさせてもらったというところですよ。</p> <p>だから、この問題についても、さっきから何遍も災害のときに申し上げたように、どういうふうに議会側の活動を確保するかというのはこのテーマですから、感染対策をここで議論しても仕方ないので、そうじゃなしに感染症がはやったときのこの議会としてどういうふうに議会活動を確保するかという方法論のところを中心になってくると思いますので、これはさっき申し上げたように、災害対応とほぼ準じた対応になるだろうと思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>もう一度確認しますが、そういうご意見の中で、要するにこの議会としてそれぞれの市町議会の感染症対応を準拠するという点でいいのか、それとも改めて何らかの規則的なことを検討するの点かという点でいうとどうなりますでしょうか。</p> <p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>私ばかり意見申し上げて申し訳ない。先ほど言ったように、準拠していけばいいんじゃないかなということでございます。先ほど言いました。準拠すればいいんじゃないかと。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>何を準拠するんですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>市町議会のルールをね。 ほか、谷川さん、松田さん、どうでしょうか。 松田さん。</p>

<p>松田委員</p>	<p>今回議題になっているのはオンライン会議をどうするかという話でありますので、先ほど来から議論していますようになかなか足並みがそろわないということではありますが、私個人的には、オンライン会議を可能にして、仮に感染症にかかったとしても議会に参画して議員として責任を持てるという立場にあるのが本来やというふうに思いますので、ただ、議論は一致していませんのでなかなか前には進まないというふうには思いますが、意思としてはオンライン会議を可能にすべしという意見であります。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>必ずしも、ごめんなさいね、オンライン会議というような言葉になっちゃいますと、その概念も含めてまだまだ一致がないので、非常時対応について議会としてどうしますか、それからこういう感染症対応について議会としてどうしますかということなので、最終的なオンラインというのも一つの手段、方法だろうと思うんですけども、そこまで言いますと先ほどの議論にまた逆戻りになって、木津川市議会ではオンライン会議という一つのテーマについては時期尚早という皆さんの答えがありますので、ちょっとそこが一致してこないで、前に進まないのではないかとこのことを思うんですが。</p> <p>だから、非常時が起こった、そういう感染症が起こったときの議会ルールをつくるのかつくらないのかという点でのちょっとご意見をまとめておきたいんですが、それはどうでしょうか。今、つくるという意見と、山本さんはつくらなくてもいいんじゃないかという意見なんですが、ほか、いかがでしょうか。</p> <p>谷川さん。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>私も、新型コロナの感染のときの議会の対応とやり方が市町でちょっと違うかなという具合に思うんですけども、現実的にはそこまでのオンライン会議には至らなかったと解釈しているんですけども、ということは、それなりに各市町の議会の対応ができた。私も4年間は議員をしていませんので詳しいことは分かりませんが、コロナのときは、木津川市議会のほうかてそれなりに今後そういう形になってくるとなれば、オンラインのことについても検討していかなければならないと。コロナもかなり全国または世界に及んだ大病のものでございますけれども、されているところもあるかもしれせんけれども、市町のほうでは実際には実施されていないということで、その時点ぐらいになったときに判断していいのと違うかなと。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>何が実施されてないの。</p>

谷川委員	何て。
宮嶋委員長	今、谷川さんが言われた発言のところがちょっと聞きにくいところがあったんです、今。
谷川委員	それで、書かせていただいたとおり、木津川市議会のオンライン会議導入後に共同利用を検討すべきだということで、時期尚早ということで上げさせていただいた。読んでいただいたとおりでございます。
宮嶋委員長	佐々木さん。
佐々木副委員長	<p>だから、最初に申し上げたけれども、木津川市がオンライン会議を検討して、一定ルール化されるまでパンデミックは起こらないというふうに理解すること自身が全く不思議なんです。地震、災害と一緒にです。なぜそんな発想ができるのかなんですよ、お聞きしたいのは。なぜそこまで楽観的になれるのか。自分が中心で回っている世界だったらともかく、木津川市が全て制度を準備してから起こってくれよと、災害も感染症も。そんな都合よくいくはずないのであって、だから、そこのところはちょっと明確にしてほしいんです。</p> <p>お願いしたいのは、時期尚早という結論自身が、さっきから申し上げているように、委員長おっしゃるいわゆる木津川市議会の大体の意向を把握するためにやったという、これなら理解できます。でも今は別の議会、ここは別の議会なんだけれども、別の議会にもかかわらず木津川市議会の決定力、拘束力のないアンケートに縛られてるじゃないですか。一応、市議会のアンケートの結論を言ったとおっしゃっているけれども、この議会では、山本委員、谷川委員、大角議員という個人の議員としての文書ですよ、これ言っておくけど。木津川市からの文書じゃないんですよ。皆さん一人一人の責任で書いた文書ですよ。言い訳はできません。何か言われるとき、いや市議会のみんなが言ったからということは絶対言えません、そんなことは。もちろん、それぞれの市町の議会の意向を参考にして述べるというのは、それはあるでしょう。それは別にいいと思うんだけど、結論まで縛られることというのをやっちゃあかんと思うんですよ。だから、言いたいのは、もし、委員長が何遍もおっしゃっているけれども、ほかのルールなんか、オンライン会議以外のもしルールが要するというふうに自覚されているんだったら、それを出してもらったらいいのであって、具体的にこういうルールをつくらしたらどうですかというのを出してもらったら前向きに話は進みますから、ぜひその意見をお願いしたいということ。</p> <p>もう一個は、災害と若干違うことは、災害の場合、さっき申し上げたように議員自身が死亡したり、またはけがしたりということでここ</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>に来られないという、要するに物理的に来られないということが起こるわけだけれども、感染症の場合は、議員は死んではいないけれども、存在はするんだけど、かかっちゃって、感染してしまってるみんなのやり取りには出てこられないということが起こるわけですね、コロナのように。その場合に、それが1人だったらまだしも、これがもし同時に3人、4人かかっちゃったら、それこそ会議自身が成立しなくなるおそれが出てくるわけですから、それでも一方では審議して決めなあかん議題がその瞬間にあるというときに、じゃここに来られないから、ここに来られない人は全部排除して、結果、定足数に達せずに議会が流会するという事態をまんまと見過ごすのかということが問われているわけですよ。そこはしっかりといろんな意見を聞いた上で決定しましょうという立場に立つかどうかですよ。そのところでもし代案というか、あるんだったらもっと積極的に出していただいて、それはもう十分お聞きできると思うので。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大分時間もたっているんですが、いかがですかね、新型コロナのような感染症発生時における議会の対応については。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>ちょっとだけ話はずれますけれども、誤解があるんだったら解いておかないといけないと思うのが一つありました。 谷川委員のご意見で、新たに組合議会で専用のタブレットを購入したりすることが市民の理解を得られないというふうに言われているんですけれども、オンライン会議を実施するために新たな機器を購入することはないはずだと思います。もう既にそれぞれの町議会、市議会で支給されているそれを使うので、そういう心配は基本はないのかなというふうに思います。 そしてもう一点なんですけれども、山本委員のご意見で、育児・介護については親族等による分担や既存制度の活用などの対応策で可能というふうに言われているんですけれども、まず、この親族による。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません、そのことは分けて一応やっていますので、今コロナの感染症発生時の議会対応についての議論でお願いしたいんですが。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>はい。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ちょっと議論の途中ですけれども、もう11時を回っていますので一旦5分ほど休憩して、ちょっと整理した上で後のことを決めたいと思います。 5分間だけ休憩させてもらいます。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p style="text-align: right;">(11:02)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p style="text-align: right;">(11:07)</p> <p>それでは、今11時7分ですので再開をいたします。 もう一度ちょっとお願いをしたいのは、非常時における議会の対応はどうあるべきかということで、3つに分けて今議論をしていて、1つ目のところについては先ほどあったような形で終わっております。 2つ目のことについては、現に我々が体験してきたわけですが、それぞれ市町の議会のルールに準拠するのでもいいというのであれば、これ以上の議論はもうここではできませんが、いやそのルールに基づいて環境施設組合議会の感染症対応のルールをつくりましょうということであれば、ちょっとその後、確認をして次に進めたいと思うんですが、それはいかがでしょうか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>その前、谷口さんのさっきの疑問を。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ああ、タブレットを。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>そうそう。それ、はっきりしてもらったらいいですやん。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、すみません、谷川さんに対する質問で、また費用が要るのではないかということですが、これについてはいかがですか。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>私もちょっとタブレットの関係の細かい詳細は分からんけれども、タブレットを木津川市議会のやつをこちらのほうに、それと別にされるというふうに思っておりますので、別にされた場合、別の費用も要するという具合に私は判断した上での考え方を書いておりますので、木津川市議会のそちらのほうの理解、了解を得られた場合はできるだけ、得られなかったら単独で購入しなければならない。その費用もかかるからという意味で書かせていただいたんです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私、木津川市議会の事務局に確認したんですね。環境組合でオンライン会議するときそのタブレット使えますかと言ったら、使えますというふうに言われたんです。だから、私はそれは。</p>

谷川委員	何も言わなくても使えるという。
谷口委員	使えるということで、そちらは。
宮嶋委員長	局長。
松井事務局長	<p>ただいまの谷口委員のご発言の内容で、少し私も木津川市の議会事務局と非公式ではありますがやり取りしたことがありますので、タブレットにつきましては、今、精華町議会には何も確認はしておりませんが、皆さん貸与ということで受けておられますので、それは物理的に今お持ちやと思います。それを、機械の性能として物理的にここに整備ができれば、つなぐことは可能だと思います。そういう意味だと思います。</p> <p>ただ、それを使用するに当たっては、精華町議会と木津川市議会で貸与を受けておられる物品ですので、その使用の了解と許可と整備ができないと導入はできないということに建前上なります。</p> <p>なので、議会として使わせていただく、市町の議会が整備もできるし問題ないので使用、いわゆる使用許可になるとと思います。外部での使用許可になるとと思います。恐らく今も、木津川市議会も精華町議会のほうも外部での使用には少し制限があるのではないかなと。</p>
佐々木副委員長	ないです。
松井事務局長	<p>何もないですか。木津川市議会では、もしかしたら少し制限があるかもと思いますし、外部のものにつなぐということに関して、まだ我々としても木津川市議会あるいは精華町議会とのタブレット使用に関する整理というのはいたしておりませんので、谷川委員のご意見を私も読ませていただいたときに、そうしたらどうやというご意見なので、そうするためには、スタートしたらそういうふうにさせてもらったら別のものを用意しなくていいという状況かと思いますが、今、市議会のものをここへ持ってきてつないでいいですかと言われてたら、私、事務局に確認をしないとイケない状況かと思っております。</p>
宮嶋委員長	はい、佐々木さん。
佐々木副委員長	だから、今の論点は、谷口さんから谷川さんに、このタブレットは何か新規購入するから予算化をしなきゃならんという話に対する疑問

佐々木 副委員長 つづき	でしょう。それは、谷川さんが買うと思ったと。別途木津川、精華が持っているタブレット以外にも買うと思ったということは、要するに勘違いだったということでもよろしいんですか。ということで、この文書はもう撤回するというでもよろしいんですか。
宮嶋委員長	ちょっと待ってください。 谷川さん。
谷川委員	それが違ってくれば、もうそれは使えますよという意味も含めて。
佐々木 副委員長	いや、もうそういう意味じゃない。
宮嶋委員長	いや、ちょっと待ってください。 だから、これはこの新たに組合議会で専用のタブレットを購入したりすることに住民の理解が得られるか疑問であるということについての、この文章は削除してもいいということでもよろしいですか。
谷川委員	そういうことになるなら。
宮嶋委員長	はい。じゃ、そこはそういうことにして、その上で、先ほど言いましたように、新たなルールを確認していくという点についてはいかがですか。コロナ対応のような感染症のときの議会对応のルールをこの議会としてつくるということについてはどうですか。そこはちょっと確認をしておきたいんですが、ご意見をください。つくるかつくらないかでも結構です。 谷口さん。
谷口委員	今、宮嶋さんが言われたコロナ対応のとき、コロナのときのためだけではないのかなと私は思っていたんですけども、災害も含めたルールづくりという話かと思っていたんですけど、違うんでしょうか。
宮嶋委員長	災害については、先ほどあったように、もうこの議論はしないと確認したので、ちょっとそれはまた後の議論に。 非常時対応についてはこういうことが想定されますよと3つあって、一つ一つを議論していきましょうということで今一つ一つを議論していて、新型コロナのような感染症対応についてはどうですかとい

宮嶋委員長 つづき	う今議論の中で新たなルールが必要かどうかという話ですので、そこで判断をいただけたら。 谷口さん。
谷口委員	じゃ、大規模災害発生時のルールはつくらないという結論が出たんですか。
宮嶋委員長	さっきの確認は、つくらないじゃなく、それこそ時期尚早なので。
佐々木 副委員長	そんなん確認してない。
谷口委員	結論もまだ出ていないと思うんです。
宮嶋委員長	だから、今日の議論の中では確認してないですよ。
谷口委員	はい。
宮嶋委員長	でも、合意になっていない以上は、つくるという確認にはならないです。つくらないという否定ではないけれども、合意が得られなかったの。
谷口委員	つまり保留ということになっているんですね。
宮嶋委員長	まあまあ、そういう意味でいうと保留という言葉のほうが正しいのかも分かりませんが。 佐々木さん。
佐々木 副委員長	だから正確に言えば、要するに今日の時間内に3つの論点を委員長は論議したいので、まだ大規模災害に関してはどうしても木津川市議会の意向から脱することができないので、今日の段階では結論が出ないということでしょう、今日の段階では。
宮嶋委員長	そうですね。はい、そうです。

<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、3つ終わった段階で、じゃ今後どうするのかという話のときに、今の状態のままやるのか、場合によってはもう一回、1月に木津川市議会の議運さんがそのことをテーマにして検証していただいているという話もあるので、再度もうちょっと論点を整理して議論してもらおうかというのは今後の話として整理したらいいと思うんだけど、取りあえず今日に関しては、1点目については結論が出ないということですよ。そうですよね。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>はい、そういうことです。訂正しておきます。今日については。いかがですか。新型コロナ対応のような感染症対応については、ちょっとそこは、もうこれはやるかやらないかということで、だからこれも保留というんやったら保留でいいですし、やるというんやったらやるということで確認をしておかないと前に進めませんので、そのご意見をください。</p> <p>現にこれについては、先ほどから繰り返し言ってますように、我々はこの4年間体験してきたことですから、体験してきたことをルール化、今はそれぞれ市町の議会のルールによって準拠してきたけれども、改めて体験してきたことを通じてこういうことはルール化しましょうということをやれるかどうかということですよ。</p> <p>ちょっと一人一人、じゃ、もうご意見いただけませんか。 谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>私は、何度も言ってますけれども、ルール化をすべきと思っております。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>先ほどから言っております。準拠すればよいと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷川さんは。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>同じです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さんと同じ。</p>
<p>谷川委員</p>	<p>はい。</p>

宮嶋委員長	松田さん、いかがですか。
松田委員	<p>各市町の取組に準拠してというお話でしたけれども、それも大事だとは思いますが、ここの議会としてはどうするのかということのを再度また議論されたらどうかなど。</p> <p>先ほどはタブレット、機材についても若干何か誤解の発言もございましたし、そういうことも含めて、ここの議会としてはどうしたらいいのかということのを再度議論すべきだというふうに思います。</p>
宮嶋委員長	佐々木さん、どうぞ。
佐々木副委員長	<p>基本的には私も整備すべきだと思っています。松田さんも言うように、もちろん谷川さん、山本さんがおっしゃるように、木津川市と精華町の対応の仕方を参考としてはしたいと思うんです。そこで構成する議会だから、全く違うものをつくるという話にはなかなかかなりにくいので、参考にはさせてもらおうと。ただし、最終的に決めるのはこの議会ですから、それを明確に決めておかないと事務局も議長もどう動いたらいいかわからないということが起こるので、決めておくべきだということです。なおかつ、前も申し上げたかもしれんけれども、これが30人、40人の議会やったら多少の人が感染したって議会の活動はできるんだけれども、8人しかいない議会だから余計に私は必要だと思っているんです。地方自治法、最低限の会議ができるのは3人ですよ。でも、3人だけれども定足数というのがあるので、議員定数によってはもっと多くなかったら活動はできないですよ。最低限は3人です。自治法に書いてあるんです、それはね。書いてあるわけで、だから、8人だと4人、5人何らかの事情で出てこられなかったら、ですからコロナだけじゃないですね。インフルエンザなんかもそうですよね。かかって2日、3日ぐらいで熱が下がっても、医者からは例えば5日間とか1週間は表に出るなというふうに言われるわけだから、ここに来てもらったら困るわけですよ。そういうときにでもちゃんと議会が活動できる人数を確保しようと思えば何らかの方法を取るべきですので、やっぱり代替、第2、第3の方法を決めておくべきだというふうに思います。</p>
宮嶋委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員一致の意見ではありませんでしたので、この点についても残念ですけれども少し今日は保留をしておきたいというふうに思います。</p> <p>最後ですが、育児・介護等の必要なときの議会の対応について議論をしたいんですが、ただ、申し訳ございません、ほかにもちょっと今日議論しなければならない課題がありますので、申し訳ないですができるだけ簡潔にご発言いただきますようお願いいたします。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>これについてもそれぞれご意見をいただいておりますけれども、改めてどうでしょうか。 谷口さん、ありますか。どうぞ。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>山本さんが出してくださった意見についてちょっと質問があるんですけども、親族等による分担というところは本当に人によって全く違います。すぐ近所に親がいる人もおれば全くいない人もいるところで、これはちょっと考慮に入れられないものだと思います。 既存制度の活用というところで、一体具体的にどういう制度のことを言われているのかなと思いました。 木津川市は病児・病後児保育室があるんですけども、それを見ましたら、38.5度以上熱が出ていたら預かりませんというふうに書かれているわけですね。だから、預かってもらえないこともあるという、そういう状況がやっぱりあるわけです。 この間、どこの市議会かちょっと、ニュースを見て忘れてしまったんですけども、それは自分自身もインフルエンザになって、奥さんは妊婦さんでインフルエンザになって、2歳のお子さんもインフルエンザだったと。あ、議員自身は大丈夫だったか。やけどもその奥さんがインフルエンザ、娘もインフルエンザということで出られなくなったんやけれども、オンライン会議の仕組みがあったので参加できましたという、そういうニュースがありました。 そういう意味で、まず山本さんにお聞きしたいのは、既存制度の活用というのは、病児・病後保育室以外にもあるのであれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>病後児保育以外にあるのかどうかですが、私は病後児保育を念頭に置いております。そして、先ほどおっしゃられておりました親族とか遠方の方もおられるとか、100%とは言っていません。こういう方法も使えるのではないかと。100%とかそういう意味ではありません。各家庭によって事情があります。使える方もいる、これを使えるという意味合いで言っております。100%なんて、全ての法令でもそれはできるだけ多くの方が利用できるよという意味合いで法令もあります。100%しなきゃいけないとかいう、そういうものはなかなか難しいと思いますので、ただ、こういうのが利用できるよという意味合いです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>谷口さん。</p>

<p>谷口委員</p>	<p>そうであれば、やっぱり何かこういう対応策がありますというふうに言うのであれば、そしてこれで大丈夫ですというふうに言うのであれば、やっぱり私は基本100%に近づける努力は必要だと思うんです。今言ったみたいに、親族によることも人によって凸凹があるし、病児・病後児保育に関しては38度5分以上は預かってもらえないなど、そういうふうにやっぱり対応できない部分があるということはもう既に分かっているので、じゃ在宅でオンラインでやればそこを克服ができるということも既に分かっていますので、だからこそ、いろんな市議会とか県議会とか府議会でオンライン会議がどんどん導入されているわけなんです。</p> <p>大阪府議会に至っては、国に対してオンライン会議というのをもう完全にできるようにしてくださいという意見書を出しているほどなんです。維新が圧倒的な大阪府議会ですけれども。だから、そうやってもう時代の流れとしてオンライン会議というのをやっぱり取り入れる必要があるし、それはメリットがあるということで、そこは進めるべきと考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>すみません、育児や介護といった場合には、先ほど議論してきたこととはまた性格の違う場面が想定されるわけですがけれども、この環境施設組合議会としてどういう対応が必要かということでの議論。</p> <p>はい、佐々木さん。</p>
<p>佐々木副委員長</p>	<p>私も谷口さんと結論的には同じ意見なんです。</p> <p>まず、多分既にご存じで、新聞報道でもされているんですけども、この間ずっと何回かの一斉地方選挙をはじめ幾つかの市町村選挙で無投票当選が増えているということと、全国町村議長会が4月に発表した1年間の中で検討された議会の担い手問題の報告書が出ていますけれども、それ見ても傾向としてあるのは、一期議員が減っている、ベテラン議員が増えている、これは議会の構成年齢が上昇している、全国的なトレンドですね、これは。というのがあってですね。何が起きているかということ、つまり条件は別にオンライン会議だけじゃないですよ。例えば報酬額とかいろんな問題があるので、だけじゃないけれども、いわゆる本来、議会というのは多様な議員によって構成されて、いろんな意見が出てきて、それが市政や町政に反映させるというのが本来の姿なんですけれども、それができなくなっているねというのが今、全国的な認識なんです。だから、それをどう解消しようかということが議論されていて、それはもう一個一個には報酬の問題とかいろんな環境の問題がある中で、その中の1個の大きな要素としては、初めから例えば子供を育てている方または実家の介護に定期的に行かなあかんような人というのは、そういうことが制約になって立候補すらできないという事態が起きているというのが全国的な認識です。だから、そういう人たちでもそういういろんな、山本さんが言う</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>ように個々の事情はばらばらですよ、確かにね。いろいろ個々の人の事情は。でも、いろんな事情があろうと市政、町政に参加をして、多様な意見を反映させて、できるだけたくさんの人の意見を反映できるようなまちにしていこうというのが本来議会の機能なので、その機能を達成するための一方法として、さっきから出ているオンライン委員会とかいう方法を採用している議会がどんどん増えているという状況にありますので、最初はコロナ禍でスタートしたオンライン会議だったけれども、それはコロナ禍だけじゃないよねと。さっき申し上げたようないろんな環境整備が要るよねという認識の中で、ここで今議論になっている育児や介護に携わるような議員さんの会議参加というか、質問権という言い方はたたかれるかもしれないけれども、その審議に参加できるような条件を整備すべきだというのが、これはもう全国的なトレンドですので、ぜひともこれは、議会の大きい小さいにかかわらず導入すべきだというふうに思っています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、いかがでしょうか。 少し先ほどの議論とは違うんだけど、このテーマにおいてもやはり山本さんとか谷川さん、意見を出していただいている文書どおりでしょうか。それとも、いやこの議論を踏まえて、ちょっとこの部分は違うというのがあれば表明いただいたらいいんですが。 同じということですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>意思表示をしないと記録に残らない。発言してください、発言をちゃんと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>分かりました。 そしたら、長く議論いただいたわけですけども、今日の議運の議論としては、非常時における議会对応の3つのテーマで議論をしましたが、改めてこの環境施設組合議会として何らかのルールをつくる、検討するということは今日の結論にはなっておりませんので。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>ちょっと待ってください。明確に言ってくださいよ。発言してくださいよ。でないと、そんなふうになりませんよ。今の話なら全部やるべきやという話じゃないですか。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>いや、でも。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だったらはっきり言ってください、指名して。 嫌だと、やる必要ないという発言してください。でないと今の発</p>

佐々木 副委員長 つづき	言、絶対分からないよ。記録上、何にも残りませんよ。
宮嶋委員長	山本さん、谷川さん、いかがですかね。 じゃ、山本さん。
山本委員	私、今まで述べた意見のとおりです。
佐々木 副委員長	いや、はっきり言ってください。要らないということですね。
山本委員	はっきり言ってます。意見のとおりです。
佐々木 副委員長	要らないということですね。
山本委員	意見のとおりです。
佐々木 副委員長	要らないということですね。
宮嶋委員長	谷川さん、どうですか。
谷川委員	まとめで書かせていただいているんですけども、このとおりで ございます。
宮嶋委員長	分かりました。 そしたら、今日は長時間にわたって議論いただきましてありがとう ございましたが、しかしながら、今日として何かまとめて次に進めて いくということにはなっておりませんが、この問題をどうするかとい うことが残ります。これをやろうということで前のところから引き継 いで議論してきているわけですから、ただ、今日もう2つ確認してお かなあかんことがあるので、次回の議会運営委員会のところでその ことについてはどうするか、したいと思います。

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>6月議会がそれぞれありますので、もう一度それぞれ市町の議会へ帰っていただいたときに、今日の議論も含めて環境施設組合議会で議論されていること、こういう点があるのでぜひそれぞれ関係するところでも議論を深めていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>そうしましたら、議題の2、その他というところへ移ります。 一つは、議員研修についてなんです。 議員研修の実施につきましては、令和6年第1回定例会において、組合事務に係る議員の見聞を深めることを目的として、実施時期と実施場所については議長一任とし、全議員を対象とすることで決定しております。また、研修に要する経費につきましては、令和6年度予算にバス借上料として10万円が計上されております。</p> <p>そこで、議長から、受入れ先の準備等もあることから、研修先とおおむねの日程について、議会運営委員会において議論いただきたいとの依頼がございました。</p> <p>つきましては、まず研修先についてご希望等がありましたら、併せて理由もありましたらお願いしたいのと、後で日程等についても確認したいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。 研修先についてご希望、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>以前も言ったと思うんですけども、大阪のフェニックス、最終処分場を見学したいと考えています。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、ありませんか。 今出ています最終処分場の大阪のフェニックスの見学視察でよろしいですか。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>候補に入れておけばいいと思いますが、私はあえてこの時期にする必要がないと、あちら辺のほうは大変混雑していると思います。そういう意見です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>この時期というのは、時期はまだ今決めてないんですけども、研修先についてまず確認を。</p>
<p>山本委員</p>	<p>まだ万博とか、建設、今工事車両とかも大変多い時期です。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ということは、万博が終わってから考えたらええという話ですか。</p>

山本委員	万博が終わってからという時期を設定するのではなく、ある程度交通事情とか工事車両とかが落ち着いてからのほうがいいんじゃないかなということです。
宮嶋委員長	ちょっと意味がよく分からない。 谷口さん。
谷口委員	山本さんが心配されているようなんですけれども、一旦、フェニックスの処分場のほうは見学を受け入れておられるので、聞いてみればまず分かると思うんです。もしすごく何か大変なんだったらそれはそれなんですけれども、取りあえずは行き先として決めて、日にちもこちらの希望も決めて、そこからかなと思います。
宮嶋委員長	よろしいですか、山本さん。
山本委員	候補はいいんです。全体的に言っておきました。
宮嶋委員長	<p>分かりました。</p> <p>じゃ、1つの研修先として、大阪のフェニックス最終処分場ということにしたいと思います。</p> <p>なお、実施時期についてでありますけれども、市町の議会日程とか、そのほか市町の議会が実施される研修等があるかと思しますので、1つの案ですが7月17日から8月23日ぐらいの夏の1か月ぐらいの間で皆さんの日程と相手さんの了解を求めていってはどうかというふうに思うんですが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。</p> <p>(いいですの声)</p> <p>そしたら、それぞれの議会日程等も聞かせていただきながら、相手ともやり取りしていただいて、この日やったらいけるということを確認いただければその日ということにさせていただきますので、今日は今言いました7月17日から8月23日ぐらいの間でということでご了解いただけますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>どうしても私はこのときに外せない用があるんだというようなことがありましたら、できるだけ早く事務局のほうまで申し出ていただきますようお願いいたします。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>じゃ、そういうことでお願いをして、それでもう一つでありますけれども、議事録の配付についてのことについて事務局から提案がありますので、そのことについてお願いをします。 武田さん。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>会議録の配付につきまして、事務局よりご説明並びにご提案を申し上げます。 本件につきましては、これまで一般質問などでもご指摘をいただいている内容でございまして、改めましてその取扱いについて整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。 木津川市精華町環境施設組合議会会議規則には、第124条に会議録の配布として、「会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。」ということの規定しております。 その上で、現在、会議録の配付につきましては、時期等は明確ではございませんが、慣例により印刷しての配付は控えさせていただいているところございまして、その取扱いが不適切ではないかとご指摘をいただいたところでございます。 そこで、今後の本組合議会における取扱いについてでございますが、会議規則にのっとりまして印刷して配付することを基本としつつも、現状、会議録につきましては、署名をいただいた後、速やかにホームページ上に掲載し、適宜ご確認いただける状況でもございますので、議員各位のご意向を確認させていただいた上で、ペーパーレスや経費削減等の観点も踏まえ、印刷しての配付を希望されない議員に対しましては配付を控えさせていただくというような取扱いとさせていただきたく、ご提案を申し上げます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>会議録の配付についての今の提案、いかがでしょうか。ご意見ありましたら。 山本さん。</p>
<p>山本委員</p>	<p>結構です。その方法で私はいいと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>私も基本、結構なんだけれども、2点あります。 1点は、そういう扱いをするとしてもどこかで決め事をしておかないと、後々トラブルになる原因になりますから、申合せするのか、方法はちょっとまた検討しても結構ですけれども、今事務局から申し入れがあったような、原則は配布だけれども議員個々の意向によってそれをしないベースがあるというのは、何らかの形で決めておく必要が</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>あるというのが一つです。 2点目は、私ら基本的に大体2年ごとに替わっているわけですね。ということもあるので、もう既にやってもらっているかもしれないけれども、各市町の議会事務局にも送ってもらったほうがいいんじゃないかと。つまり、今の状態だと、下手したら会議録をもらっても、そのときの議員さんは持っているかもしれないけれども、議会としてはなかなか保存ができない。ネット上公開されているわけだから、市町の議会事務局なり誰かが事前にアクセスしてくれたりするんだったらそれはできるけれども、ルールとしてやっぱりそれはあるわけだから、ルールとしてはやっぱりこの事務局から構成市町の事務局に対して、系統的にというか、議員が替わろうが替わるまいが一貫していただいて提供するほうが望ましいのではないかと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>今の佐々木さんにどうですかね。 局長。</p>
<p>松井事務局長</p>	<p>まず、配付の関係でございますが、会議録の配付、今の会議規則の文言でいきますと「会議録は、印刷して、議員及び関係者に配付する。」となっております。ですので、今さっき副委員長のほうからご指摘のありました議会事務局につきましてはこの関係者に当たるのかなと思っておりますが、事実上、配付はいたしていません。 おっしゃっていただきましたように今、電子、記録媒体と申し上げていいのか、ホームページ上で公開をしてご確認いただく形にはなっておりますので、今積極的に我々から両方の事務局にお渡しするというところで考えを持っているわけではございませんが、また先ほどもご提案のありました何らかの形でその取扱いを整理すべきだという部分において、この議会運営委員会でも結構ですので、方針をご整理いただく中に入れていただければ、その方針で取り扱ってきたいというふうに考えてございまして、それによって会議規則を変えたりとかいうことは発生してきませんので、そういったご整理で進めていただければどうかというふうに考えてございます。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>佐々木さん、いいですか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>だから、そういう過去の経験則がありますけれども、今のようない扱いをするところがあるので、そうなるとうざわざ前の任期の議員さんに経過を聞きに行かなあかんというのが発生しています。しかも、その議員さんがまだ在任中だったらいいけれども、当然時間がたつと議員を辞められる方もいらっしゃるわけで、そうなるともうほぼ追跡が難しくなってくるというか、個々の事情は聞くとしても、やっぱりちゃんと定期的にやればお互いが自覚できますし、市町のほうの議会と</p>

<p>佐々木 副委員長 つづき</p>	<p>してもやっぱりそういう認識になりますから、できればそのほうがいいだろうと思います。そのほうで調整してもらえばと思います。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかにこの件よろしいですか、会議録の扱いについて。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特にないようですので、佐々木さんから出たことについては整理をした上で、希望されない場合は配付しないということですので、ホームページ上にありますので、それでご確認となっているとしたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>そしたら、最後になりますかね。次回の議会運営委員会の日程を確認しておきたいと思うんです。</p> <p>今日の議論も踏まえて、非常時の対応をどうしていくのかということで、まだ残されている課題がありますので、そこで、それぞれ議会の日程もあるんですが、一つの提案で、7月の中頃に次回の議会運営委員会を行いたいということですが、できましたら例えば7月11日ぐらいから7月19日ぐらいです。精華町議会では幾つかもう既にその間に予定が入っているというふうにも聞いているんですけども、もう少し絞って言うと、例えば7月11日木曜日、12日金曜日、19日金曜日あたりは、事務局のほうで聞いてもらった日程で、それぞれ議会は一応予定が入っていないというふうに聞いていただいているようなんですが。</p> <p>はい、谷口さん。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>すみません。11日ちょっと都合が悪いので、ほかの日は大丈夫です、私は。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほかの皆さんはどうでしょうか。</p>
<p>佐々木 副委員長</p>	<p>私も11日はちょっと別途会派関係の研修が入っているので、11日を避けていただけたらありがたいです。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、ほかはよろしいか。例えば具体的に言うと12日の金曜日と19日の金曜日はいかがでしょうか。</p> <p>(結構ですの声)</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>両方ともオーケー。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ほか、なければどちらがいいですか。先に決めといてもろうたら。</p>
<p>山本委員</p>	<p>いや、もう意見がないねんやったらもう決めてくれはったら、どちらかに。私は両方ともオーケーやから。もうほかの人の意見ないんやから、委員長が提案されて1日どちらかに。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>早いほうがいいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>(12日での声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(9時半ということでの声)</p> <p>そしたら、12日の金曜日9時半でご確認いただけますか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>じゃ、そうさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>それで、ちょっと議論を進めるに当たって、先ほども言いましたように、この環境施設組合議会の議会運営委員会で進めている議論をもう少しそれぞれ市町のところでも深めていただけるようお願いをしたいと思っておりますので、そうしないとなかなか議論が前に進まないの、幾つかのテーマについて相談しようということでこの間来ているわけですが、ちょっとそここのところが前に進まないのが残念に思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>ほか、特にないでしょうか。よろしいですか。</p> <p>事務局のほうからどうですか。何かありますか。</p> <p>じゃ、武田さん、お願いします。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>先ほど、議員研修につきまして期間を決めていただいたところでございます。その中で、事務局で、私どもで市町の議会のほうに日程を一定確認をさせていただいております。その中で市町の議会ともに空</p>

<p>武田 総務課長心得 つづき</p>	<p>いている日を今から申し上げますので、その日の中で議員各位の中でご都合が悪い日がございましたら、5月24日までに事務局のほうに連絡をいただきましたら、その空いた日をもって先方のほうと受入れの協議を進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、日にちを申し上げます。</p> <p>7月22日、24日、26日、29日、30日、31日、8月2日、5日、7日、8日、13日から16日は空いているんですけども、これはお盆の期間ですのでちょっと先方もあれかと思っておりますので、それを省きまして8月19日、21日、22日が、市町に私どもで確認した範囲の中では、市町の議会ともに予定が入っていないという日でございます。</p> <p>その日、個人的にご都合の悪い日がございましたら、先ほども申し上げました5月24日までにご連絡いただきましたら、その日を省いた中で候補日を幾つか日程を上げた上で、先方と調整をいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。はい。 5月24日でよろしいんですかね。</p>
<p>武田 総務課長心得</p>	<p>はい、24日で。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>じゃ、5月24日までにそれぞれの各自でどうしてもこの日は避けてほしいという日がございましたら申し出ていただきまして、日程調整を進めたいというふうに思いますので。</p>
<p>山本委員</p>	<p>それでいいんですが、もう确实、ちょっと駄目な用事のところがありますので、それだけ。 8月2日金曜日、これ私、ちょっと出ています。すみません。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>大角さん。</p>
<p>大角副議長</p>	<p>7月29日、30日、31日はちょっと。</p>
<p>宮嶋委員長</p>	<p>ほか、よろしいですか。 できるだけ皆さん協力いただきまして、合いますようお願いいたします。</p>

<p>宮嶋委員長 つづき</p>	<p>そしたら、今のお二方から出たのは外していただいて調整いただくということをお願いしますし、24日までですが、できるだけ早く申し出ていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>ほか、特になければ、これで今日の議会運営委員会を終わるんですけども、よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を閉会します。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: right;">(11:50)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;"><u>委員長</u></p>